

◎京都大学法務・人権推進室要項

平成20年12月16日

総長裁定制定

改正 平成23年3月28日総長裁定

平成24年9月26日総長裁定

平成25年3月27日総長裁定

第1 京都大学（以下「本学」という。）に、法務・人権推進室を置く。

第2 法務・人権推進室は、法務・コンプライアンス担当の副学長（以下「担当副学長」という。）の下に、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 法務・コンプライアンスに関すること。
- (2) 人権問題・ハラスメントに関すること。
- (3) 情報公開・個人情報保護に関すること。
- (4) その他担当副学長が必要と認めること。

（平24.9.26裁・平25.3.27裁・一部改正）

第3 法務・人権推進室は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 担当副学長
- (2) 担当副学長が指名する理事補
- (3) 本学の顧問弁護士
- (4) 総務部長
- (5) 事務本部、共通事務部又は部局事務部の職員のうちから担当副学長が指名する者 若干名
- (6) その他担当副学長が必要と認める者 若干名

（平24.9.26裁・平25.3.27裁・一部改正）

第4 法務・人権推進室に室長及び副室長を置く。

2 室長は担当副学長をもって充て、副室長は室長が指名する者をもって充てる。

3 室長は室務を掌理し、副室長は室長を補佐する。

（平23.3.28裁・平24.9.26裁・一部改正）

第5 法務・人権推進室に、第2に定める業務を適切に行うため、次に掲げる部門を置く。

法務・コンプライアンス部門

人権推進部門

情報公開対応・個人情報保護部門

2 部門の組織及び運営に関し必要な事項は、室長が定める。

（平25.3.27裁・一部改正）

第6 この要項に定めるもののほか、法務・人権推進室の運営に関し必要な事項は、担当副学長が定める。

（平24.9.26裁・一部改正）

附 則

この要項は、平成20年12月16日から実施する。

〔中間の改正規程の附則は、省略した。〕

附 則（平成25年3月総長裁定）

1 この要項は、平成25年4月1日から実施する。

2 京都大学法務・コンプライアンス対策室要項（平成24年9月26日総長裁定）は、廃止する。